

第1章 大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか「すいすい」プランの改定

1-1 これまでの経緯及び成果

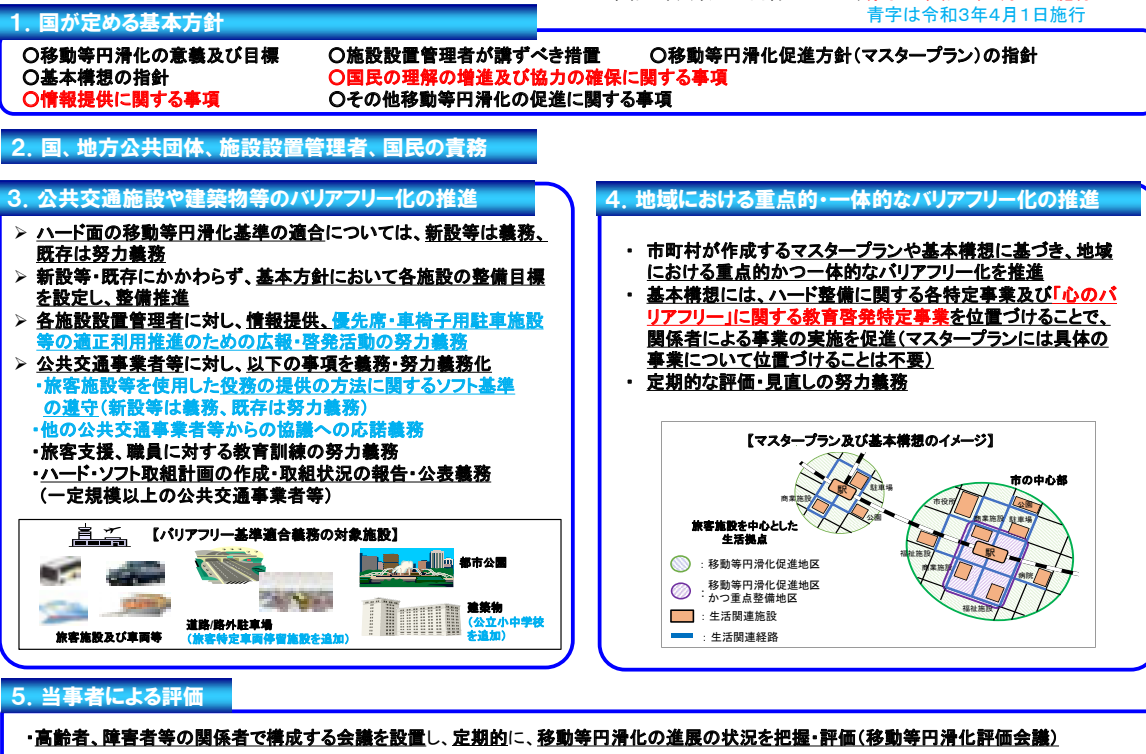
(1) バリアフリー法による面的・一体的なバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するため、公共交通機関、道路、建築物等のバリアフリー化を推進することとされています。

また、バリアフリー法では、鉄道駅を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するため、区市町村が、その地区の移動等円滑化^{*}の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）や移動等円滑化の事業の重点的かつ一体的な推進に関する構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

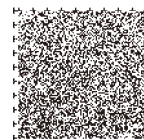
図 1-1 バリアフリー法の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行



出所：国土交通省

※ 移動等円滑化：バリアフリー法において、「高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること」と定義しています。



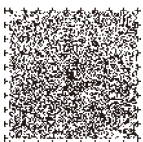
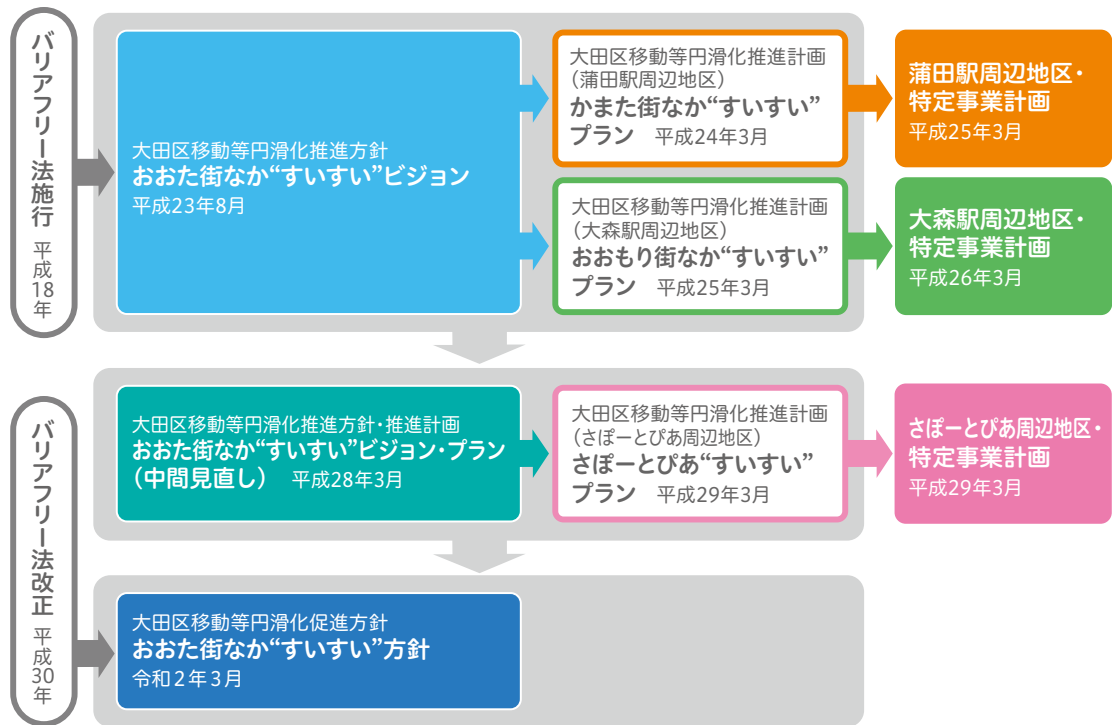
(2)これまでの経緯

大田区は、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、多くの人が集まり拠点となる地域での移動等円滑化を推進するため、平成23(2011)年度に「大田区移動等円滑化推進方針 おおた街なか“すいすい”ビジョン」を策定しました。そして、この方針に基づき「大田区移動等円滑化推進計画 かまた街なか“すいすい”プラン」と「大田区移動等円滑化推進計画 おおもり街なか“すいすい”プラン」を策定しました。また、推進計画で示した事業を計画的かつ着実に実施するため「特定事業計画」を作成し、街なかの移動等円滑化を推進してきました。

その後、平成27(2015)年度には、移動等円滑化をより一層推進するため、「大田区移動等円滑化推進方針・推進計画 おおた街なか“すいすい”ビジョン・プラン」の中間見直しを行い、平成28(2016)年度に障がい者総合サポートセンター(さぼーとびあ)周辺を対象に、「大田区移動等円滑化推進計画 さぼーとびあ“すいすい”プラン」を策定しました。

また、平成30(2018)年のバリアフリー法改正を踏まえ、令和元(2019)年度には、「大田区移動等円滑化推進方針・推進計画 おおた街なか“すいすい”ビジョン・プラン」を見直し、区全体の移動等円滑化の方針を示した「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」を策定しました。

図 1-2 移動等円滑化の推進に関わる方針・計画等の策定経緯



(3) これまでの成果

従前の“すいすい”プラン(蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区)では、基本的な取組方針に基づき、各事業者が取り組む事業(特定事業)を設定し、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進してきました。

特定事業の進捗状況、これまでの成果及び課題は、以下のとおりです。

表 1-1 特定事業の進捗状況

蒲田駅周辺地区

	令和2(2020)年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	100 (70.4%)	11 (7.7%)	16 (11.3%)	15 (10.6%)	142

大森駅周辺地区

	令和2(2020)年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	54 (75.0%)	8 (11.1%)	5 (6.9%)	5 (6.9%)	72

さぼーとぴあ周辺地区

	令和2(2020)年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	8 (47.0%)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	17

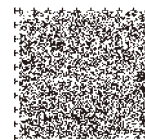
成果

- 蒲田駅、大森駅及びさぼーとぴあ周辺地区を重点整備地区と定め、生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化を推進した。
 - ・ 蒲田駅周辺地区：事業進捗率※ 88.7%
 - ・ 大森駅周辺地区：事業進捗率 93.0%
 - ・ さぼーとぴあ周辺地区：事業進捗率 94.1%

課題

- 既存建物の構造等の理由によりハード整備の対応が困難(未実施)な事業がある。

※ 事業進捗率は、未実施以外の事業進捗率を合計して算出しています。



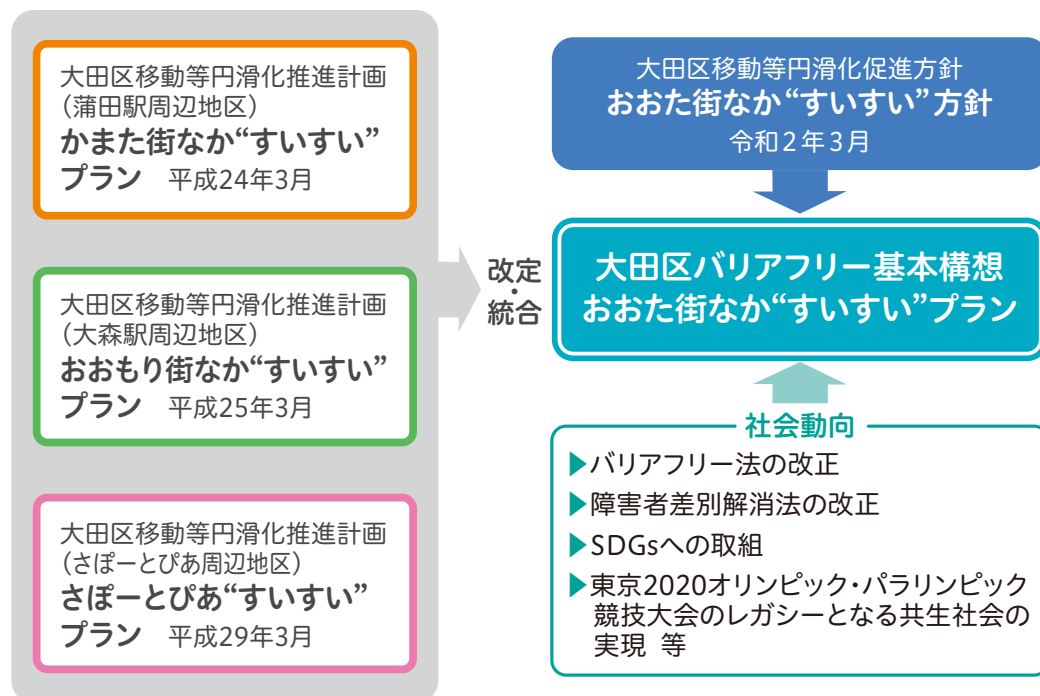
1-2 改定の背景と目的

(1) 改定の背景

従前の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）の目標年次である令和2（2020）年度の到達にあたり、これまでの事業の実施状況を検証・評価し、今後の方針について定めることが必要です。

また、バリアフリー法や障害者差別解消法の改正^{※1,2}、SDGsへの取組^{※3}、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとなる共生社会の実現^{※4}など、社会動向の変化を踏まえ、ハード・ソフト両輪でのバリアフリー化をより一層推進することが求められます。

図 1-3 おおた街なか“すいすい”プランの改定

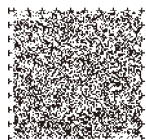


※1 バリアフリー法の改正：心のバリアフリーを始めとするソフト面の対策強化が示されました。

※2 障害者差別解消法の改正：民間事業者における合理的配慮の提供を義務付ける法改正が、令和3（2021）年5月に成立し、公布日である令和3（2021）年6月4日から起算して3年以内に施行されます。都内事業者については「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30（2018）年10月施行）」により合理的配慮の提供が義務化されています。

※3 SDGsへの取組：平成27（2015）年に、国連本部において採択された持続可能な開発目標SDGsは、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12（2030）年までに実現しようとする国際社会の目標です。17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

※4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとなる共生社会の実現：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのパラリンピアンとの交流を契機に、障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい「共生社会」の実現に向けた取組を実施する自治体を「共生社会ホストタウン」といいます。大会後も、共生社会ホストタウンを中心に、全国各地でユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する取組が進められており、その支援を国土交通省が主導的に行っています。



(2) 改定の目的

改定にあたって、バリアフリー法で新たに位置づけられた教育啓発特定事業や合理的配慮[※]の考え方等を踏まえ、心のバリアフリーや情報伝達、人的対応・接遇、施設等の維持管理等の取組を拡充します。また、区民・事業者・区（行政）等との連携・協力のもと効果的な施策を展開するため、地区単位でのバリアフリー化の取組を示す大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランを定めます。

(3) 改定のポイント

従前の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区）からの改定のポイントは、以下の4つです。

① 重点整備地区の区域の拡大 **UPDATE**

従前の重点整備地区から、蒲田駅・大森駅周辺地区は鉄道駅を中心に1km程度の徒歩圏内を対象に、さぽーとぴあ周辺地区は障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）を中心に500m程度の徒歩圏内を対象に区域を約2倍拡大します。

② 生活関連施設の拡充 **UPDATE**

バリアフリー法の改正を踏まえ、公立小・中学校等の「教育施設」を新たに生活関連施設に位置づけます。

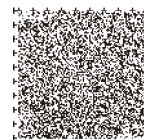
③ 教育啓発特定事業の追加 **NEW**

バリアフリー法の改正に伴い、創設された「教育啓発特定事業」を新たに設定し、心のバリアフリーの取組を推進します。

④ 利用者ニーズに応える取組の実施 **NEW**

ハードとソフト両輪によるバリアフリー化を推進するためにハード整備の実施に加え、合理的配慮として「利用者ニーズに応える取組」を並行して行うことを示します。

※ 合理的配慮：障害者差別解消法では、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められています。また、都内事業者については、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30（2018）年10月施行）」により、合理的配慮の提供をしなければならない義務として定められています。



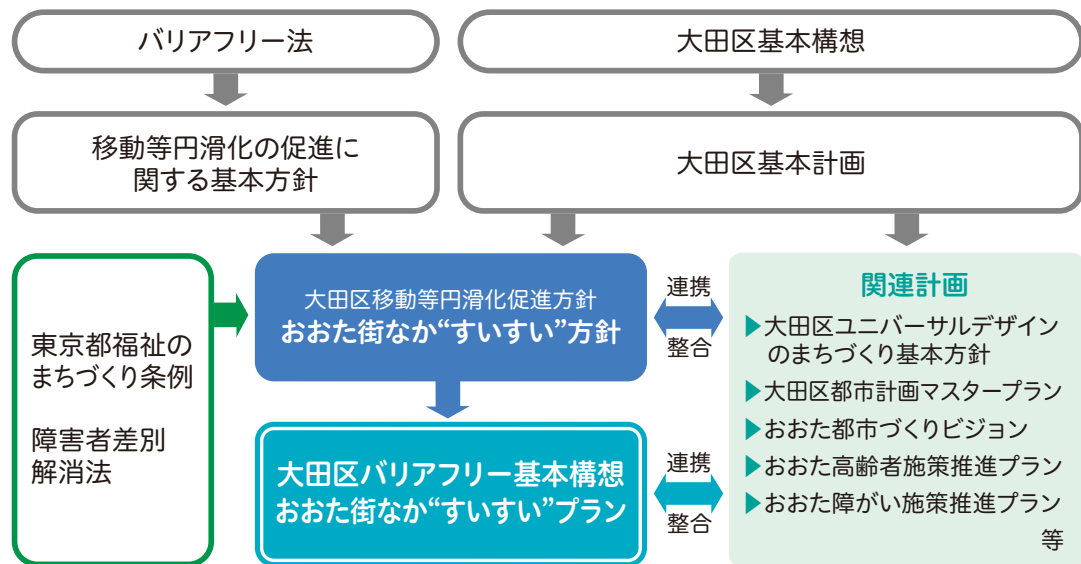
1-3 大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランの位置づけ

(1)位置づけ

大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランは、バリアフリー法に基づき、重点整備地区を対象とした面的・一体的なバリアフリー化を進めるための指針を示すものです。

また、区の上位計画である大田区基本構想・基本計画、大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針に即すとともに、大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針や区に関連する分野別計画等との連携・整合に留意し、定めます。

図 1-4 おおた街なか“すいすい”プランの位置づけ



(2)大田区におけるSDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27 (2015) 年に国連本部において全会一致で採択された、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12 (2030) 年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

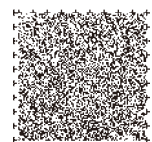
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランにおいても、「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、SDGsの17のゴールのうち、特に目標3・5・10・11・17との関係を意識しながら、バリアフリーの取組を進めていきます。

図1-5 国連開発計画 (UNDP) が掲げる 17 の持続可能な開発目標 (SDGs)



図1-6 おおた街なか“すいすい”プランと密接に関係するゴール

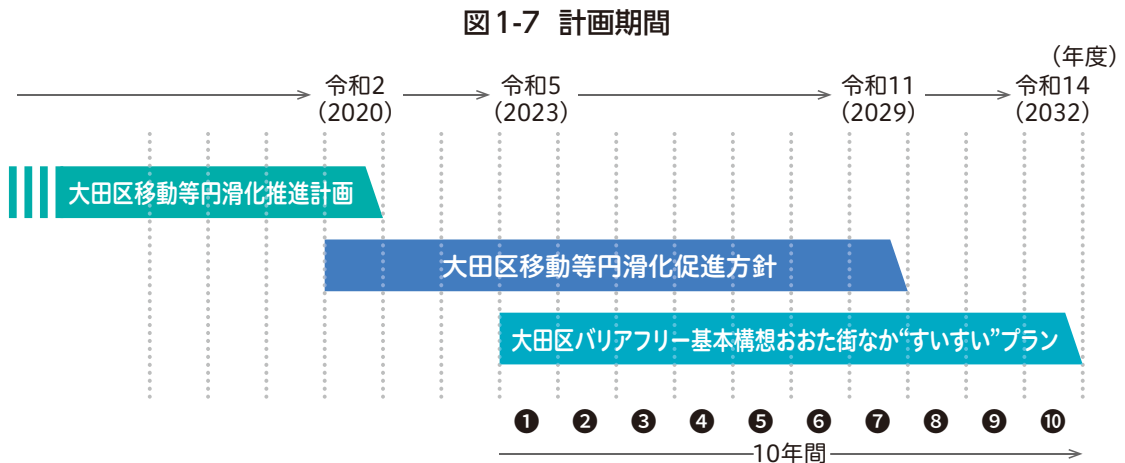
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を 重点整備地区のバリアフリー化を推進することにより、だれもがより活動的に暮らせるまちづくりを進めます。</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう 男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えに配慮した施設や設備など、子育て支援環境の整備を進め、家事育児における男女差を改善します。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう 心のバリアフリーの取組を推進することにより、偏見や差別をなくし、不公平・不平等のないまちづくりを進めます。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを 重点整備地区において、だれもが安全かつ円滑に公共交通機関及び生活関連施設を利用できるようにします。</p>
<p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 目標を達成するために、区民・事業者・NPO・区(行政)との協働・連携を推進します。</p>		



1-4 計画期間と計画の目標

(1) 計画期間

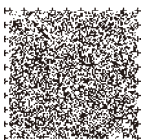
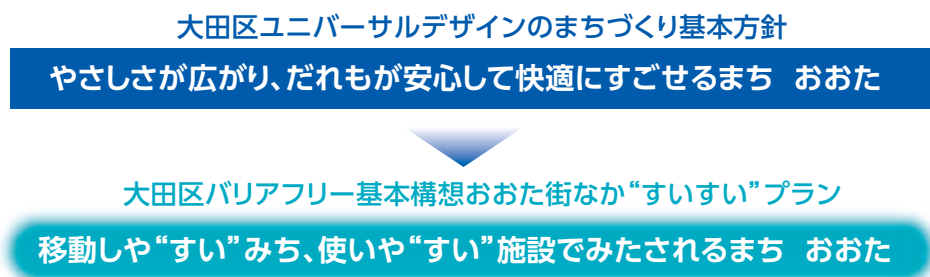
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランの計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。



(2) 計画の目標

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針において定める将来のまちの姿である「やさしさが広がり、だれもが安心して快適にすごせるまち おおた」に基づき、区民をはじめとする利用者の声に応えた、「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされるまち おおた」の実現を目指します。

図 1-8 計画の目標



(3) バリアフリーとユニバーサルデザイン

大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針では、「あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること」をユニバーサルデザインと定めています。

バリアフリーは、ものや施設についてバリア（障壁）となるものを取り除くという考え方に対し、ユニバーサルデザインは、誰もがより使いやすいものや施設・サービス等を生み出していくという考え方です。

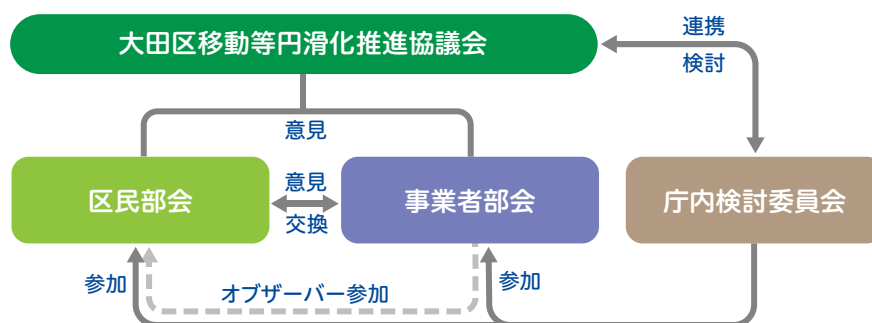
本構想では、障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの方などに主な焦点を当て、街なかの移動や施設の利用においてバリアとなるものを除去する（バリアフリー）とともに、新しいバリアが生じないように、誰にとっても利用しやすくデザインする（ユニバーサルデザイン）考え方も併せ、計画の目標を実現していきます。

1-5 検討体制と改定までの流れ

(1) 検討体制

大田区移動等円滑化推進協議会を中心として、区民部会、事業者部会、庁内検討委員会を設置し、改定内容について区民、事業者及び区（行政）が意見交換や検討を行いました。

図 1-9 検討体制



● 大田区移動等円滑化推進協議会

高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成し、移動等円滑化の方針及び計画について検討及び推進する組織

● 区民部会

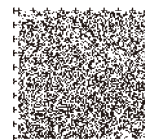
区民（高齢者・障がい者団体委員）等で構成し、利用者の視点で課題を抽出し、改善策を提案する組織

● 事業者部会

関係事業者で構成し、施設、経路及び心のバリアフリー等に関する課題の解決策を検討する組織

● 庁内検討委員会

区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整及び方針の決定を行う組織



(2) 改定までの流れ

改定までの流れは、下図のとおりです。

図 1-10 改定までの流れ

